

基本計画書

基本計画										
事項		記入欄						備考		
計画の区分		短期大学の収容定員に係る学則変更								
フリガナ設置者		ガッコウホウジンノマタガクエン 学校法人野又学園								
フリガナ大学の名称		ハコダテタニキダイガク 函館短期大学 (Hakodate junior college)								
大学本部の位置		北海道函館市高丘町52番1号								
大学の目的		本学は、教育基本法及び学校教育法の定めるところに従い、深く専門の学芸を教授研究し職業又は實際生活に必要な能力を育成することを主な目的とし、学園訓3ヵ条「報恩感謝」「常識涵養」「実践躬行」を具体的信条とし、知・情・意の円満にして高度に発達した人格を有し、人類社会の福祉に貢献しうる職業人を養成することを使命とする。								
新設学部等の目的		本学食物栄養学科及び保育学科における入学志願状況の変化により判断し、経営改善計画に基づき経営の安定確保と定員充足率の改善に向けて、食物栄養学科入学定員を60名から50名に、保育学科入学定員を60名から50名に変更するものである。								
新設学部等の概要	新設学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位	学位の分野	開設時期及び開設年次	所在地	
	食物栄養学科	2年	50人 (60)	—人	100人 (120)	短期大学士 (食物栄養学)	家政学関係	令和7年4月 第1年次	北海道函館市高丘町52番1号	
	保育学科	2年	50人 (60)	—人	100人 (120)	短期大学士 (保育学)	教育学・保育学関係	令和7年4月 第1年次	同上	
	計		100人 (120)		200人 (240)					
同一設置者内における変更（定員の移行、名称の変更等）		函館大学 商学部 商学科〔定員減〕（△20）（令和7年4月）								
教育課程	新設学部等の名称	開設する授業科目の総数				卒業要件単位数				
		講義	演習	実験・実習	計	単位				
		科目		科目		科目		科目		
学部等の名称		基幹教員					助手	基幹教員以外の教員（助手を除く）		
		教授	准教授	講師	助教	計				
新設	食物栄養学科	5人 (5)	0人 (0)	3人 (3)	0人 (0)	8人 (8)	0人 (0)	37人 (37)		
	a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	5 (5)	0 (0)	3 (3)	0 (0)	8 (8)	大学設置基準別表第一イに定める基幹教員数の四分の三の数 ○○人			
	b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）	()	()	()	()	()				
	小計（a～b）	5 (5)	0 (0)	3 (3)	0 (0)	8 (8)				
	c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）	()	()	()	()	()				
	d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）	()	()	()	()	()				
	計（a～d）	5 (5)	0 (0)	3 (3)	0 (0)	8 (8)				
	保育学科	2人 (2)	2人 (2)	3人 (3)	0人 (0)	7人 (7)			0人 (0)	23人 (23)
	a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	2 (2)	2 (2)	3 (3)	0 (0)	7 (7)			大学設置基準別表第一イに定める基幹教員数の四分の三の数 ○○人	
	b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）	()	()	()	()	()				
小計（a～b）	2 (2)	2 (2)	3 (3)	0 (0)	7 (7)					
c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）	()	()	()	()	()					
d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事するもの（a、b又はcに該当する者を除く）	()	()	()	()	()					

分	2 年次以降の学生が履修する科目のうち、年次別履修単位数が 8 単位以上である者であって、年間 8 単位以上の授業科目を担当するもの（a、b 又は c に該当する者を除く）	()	()	()	()	()		
	計（a～d）	2 (2)	2 (2)	3 (3)	0 (0)	7 (7)		
	計	7 (7)	2 (2)	6 (6)	0 (0)	15 (15)	0 (0)	60 (60)

既

備	計	([])	([])	([])	([])	([])	([])
スポーツ施設等	スポーツ施設		講堂		厚生補導施設		
	m^f		m^f		n^f		

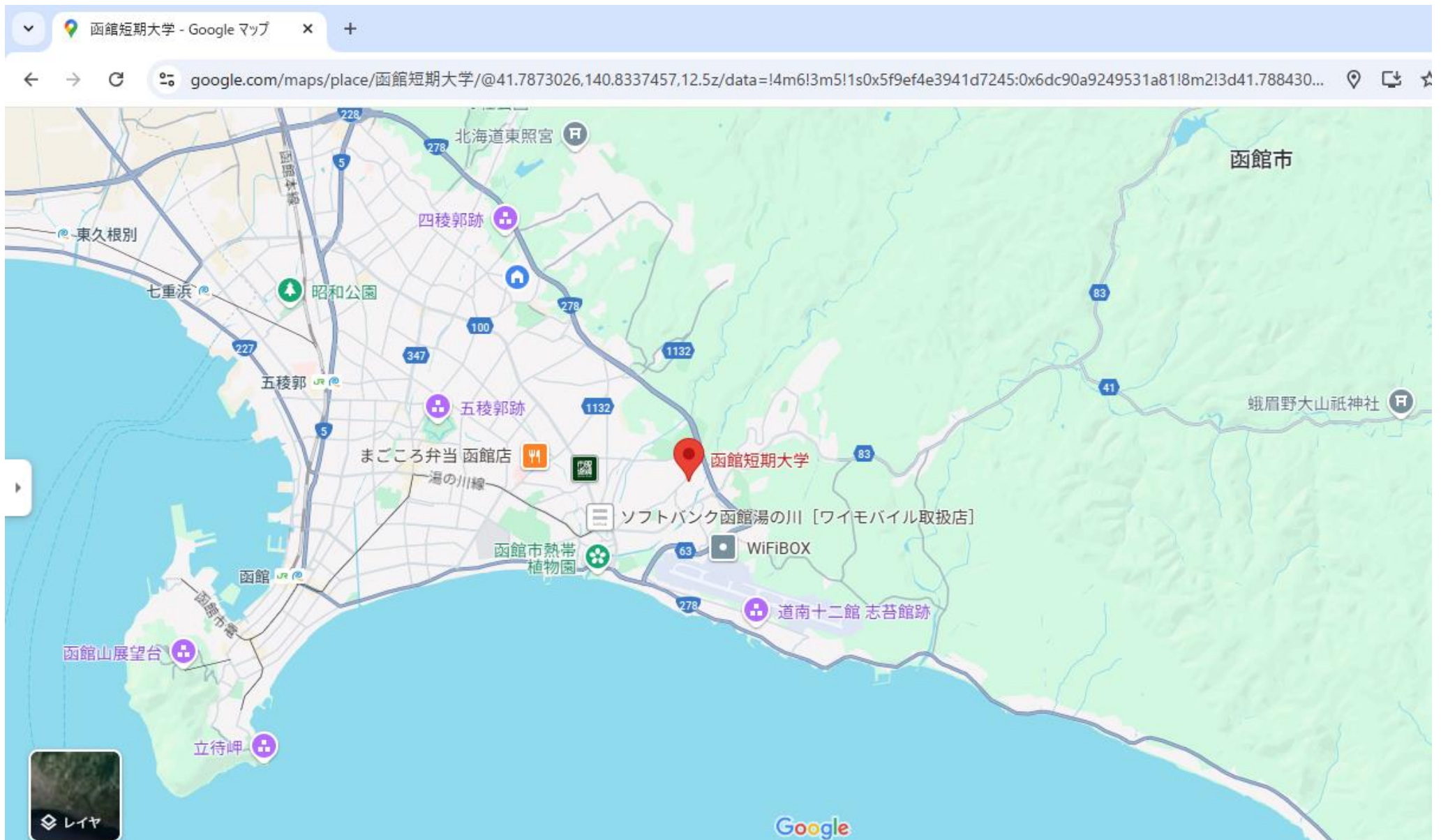
経費の見積り及び維持方法の概要	経費の見積り	区 分	開設前年度	第 1 年次	第 2 年次	第 3 年次	第 4 年次	第 5 年次	第 6 年次	
		教員 1 人当り研究費等		200千円	200千円	—	—	—	—	
		共同研究費等		0千円	0千円	—	—	—	—	
		図 書 購 入 費								
		設 備 購 入 費								
	学生 1 人当り 納付金			第 1 年次	第 2 年次	第 3 年次	第 4 年次	第 5 年次	第 6 年次	
			940千円	940千円	千円	千円	千円	千円		
学生納付金以外の維持方法の概要			私立大学等経常費補助金、資産運用収入、雑収入 等							
既設大学等の状況	大 学 等 の 名 称		函館短期大学							
	学 部 等 の 名 称		修業 年限	入学 定員	編入学 定 員	収容 定員	学位又 は称号	収 容 定 員 充 足 率	開設 年度	所 在 地
	食物栄養学科		年	人	年次 人	人	短期大学士 (食物栄養学)	倍	S28	北海道函館市高丘町 52番1号
	保育学科		2	60	—	120	短期大学士 (保育学)	0.73	H21	同上
既設大学等の状況	大 学 等 の 名 称		函館大学							
	学 部 等 の 名 称		修業 年限	入学 定員	編入学 定 員	収容 定員	学位又 は称号	収 容 定 員 充 足 率	開設 年度	所 在 地
	商学部商学科		年	人	年次 人	人	学士(商学)	倍	S40	北海道函館市高丘町 51番1号
附属施設の概要			なし							

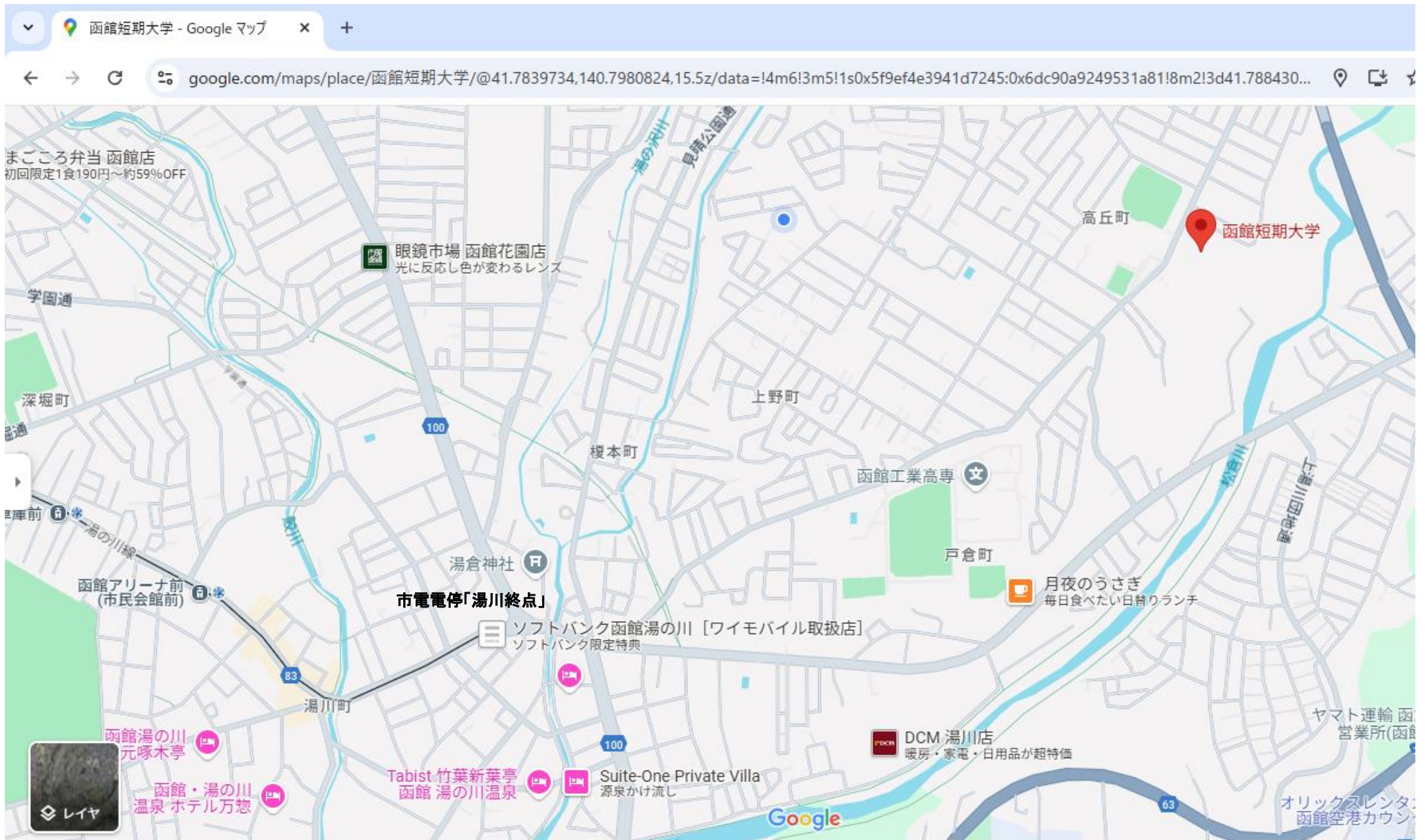
(注)

- 1 共同学科の認可の申請及び届出の場合、「計画の区分」、「新設学部等の目的」、「新設学部等の概要」、「教育課程」及び「新設分」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 2 「新設分」及び「既設分」の備考の「大学設置基準別表第一イ」については、専門職大学にあつては「専門職大学設置基準別表第一イ」、短期大学にあつては「短期大学設置基準別表第一イ」、専門職短期大学にあつては「専門職短期大学設置基準別表第一イ」にそれぞれ読み替えて作成すること。
- 3 「既設分」については、共同学科等に係る数を除いたものとする。
- 4 私立の大学の学部又は短期大学の学科の収容定員に係る学則の変更の届出を行おうとする場合は、「教育課程」、「教室・教員研究室」、「図書・設備」及び「スポーツ施設等」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 5 大学等の廃止の認可の申請又は届出を行おうとする場合は、「教育課程」、「校地等」、「校舎」、「教室・教員研究室」、「図書・設備」、「スポーツ施設等」及び「経費の見積り及び維持方法の概要」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 6 「教育課程」の欄の「実験・実習」には、実技も含むこと。
- 7 空欄には、「—」又は「該当なし」と記入すること。

学校法人野又学園 函館短期大学 収容定員変更に関わる組織の移行表

令和6年度	入学 定員	編入 定員	収容 定員	令和7年度	入学 定員	編入 定員	収容 定員	変更の事由
函館短期大学				函館短期大学				
食物栄養学科	60	－	120	食物栄養学科	<u>50</u>	－	<u>100</u>	定員変更（△10）
保育学科	60	－	120	保育学科	<u>50</u>	－	<u>100</u>	定員変更（△10）
計	120		240	計	<u>100</u>		<u>200</u>	
函館大学				函館大学				
商学部 商学科	100		400	商学部 商学科	<u>80</u>		<u>320</u>	定員変更（△20）
計	100		400	計	<u>80</u>		<u>320</u>	



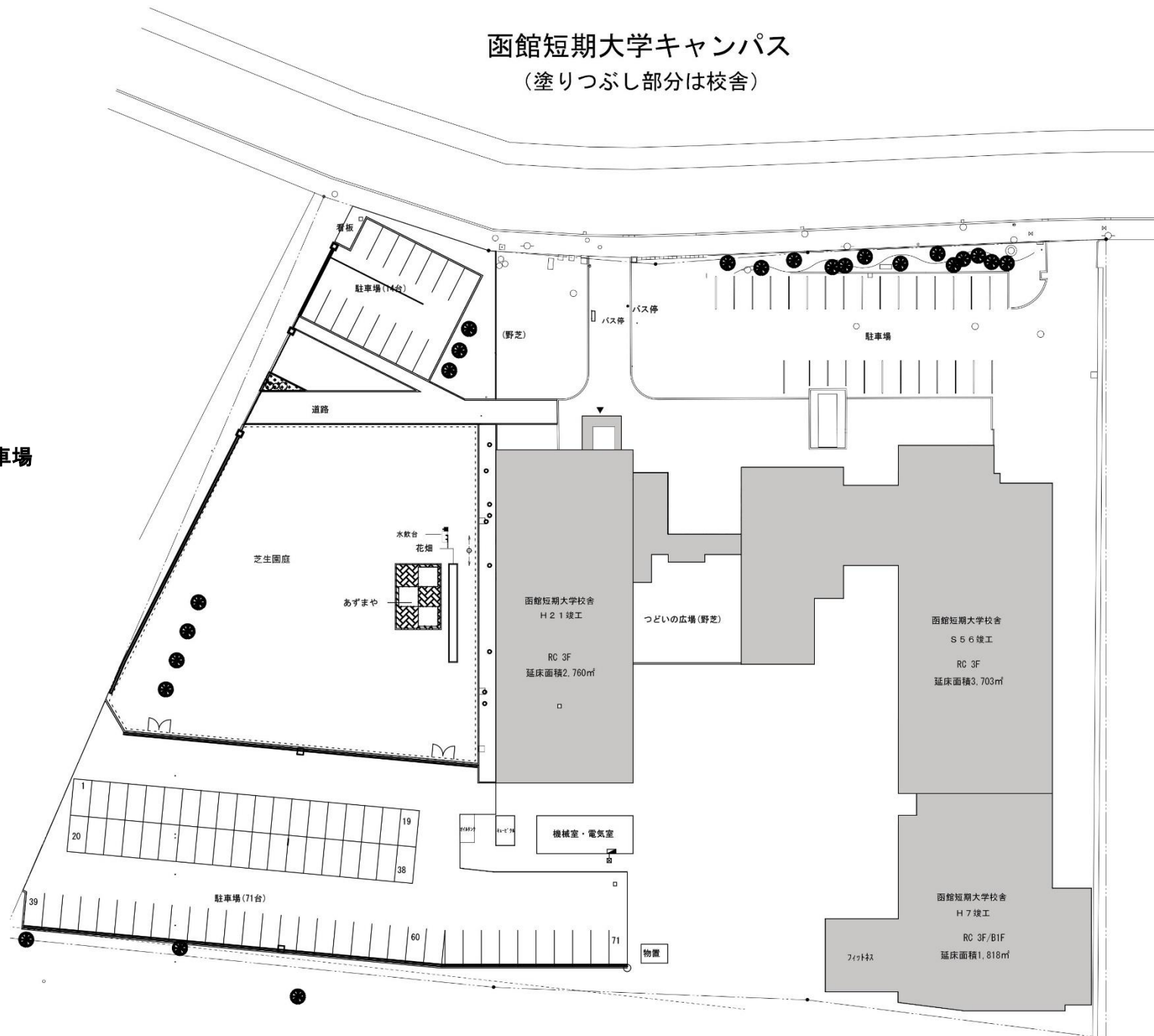




函館短期大学キャンパス

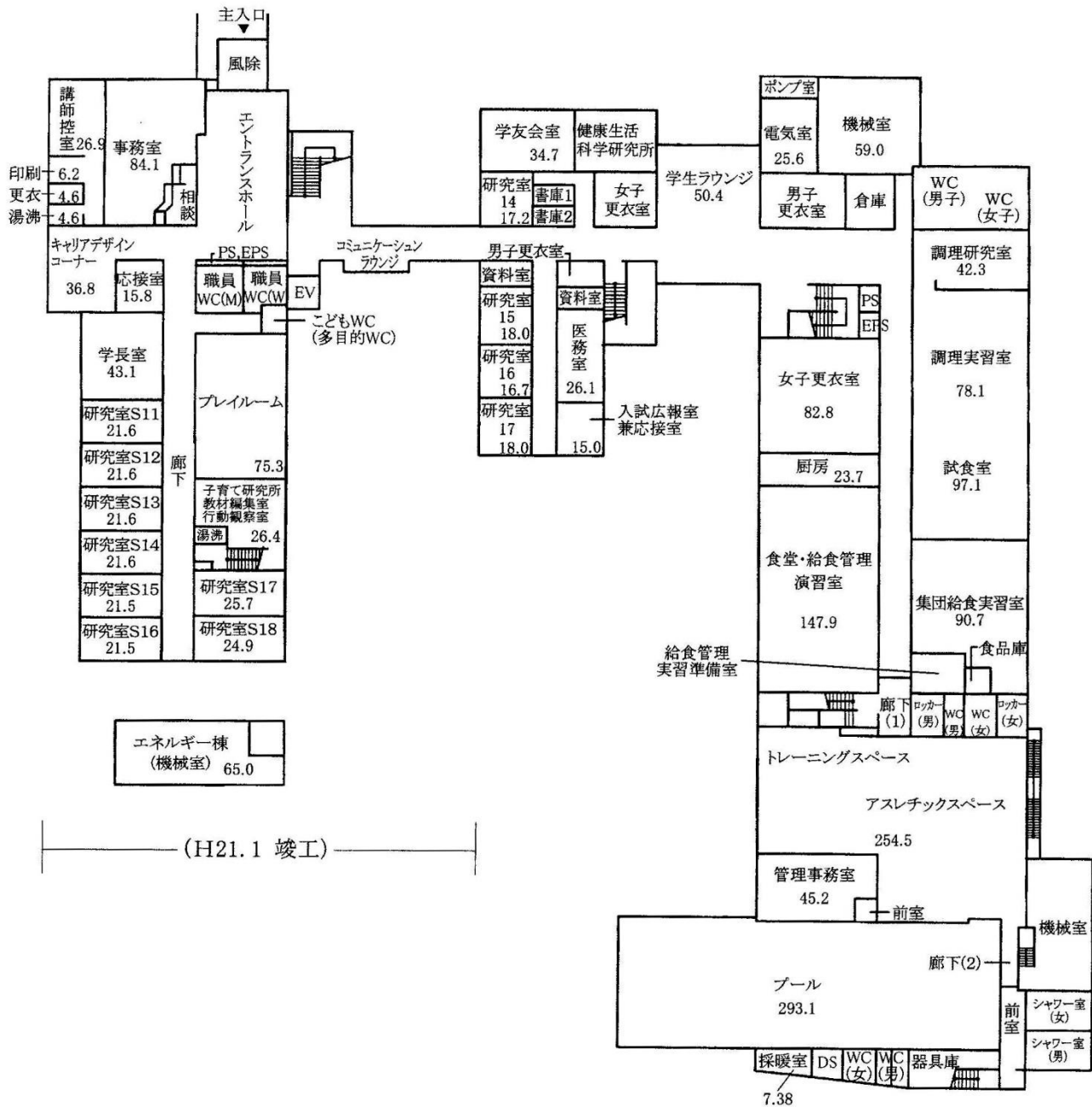
(塗りつぶし部分は校舎)

学生用駐車場

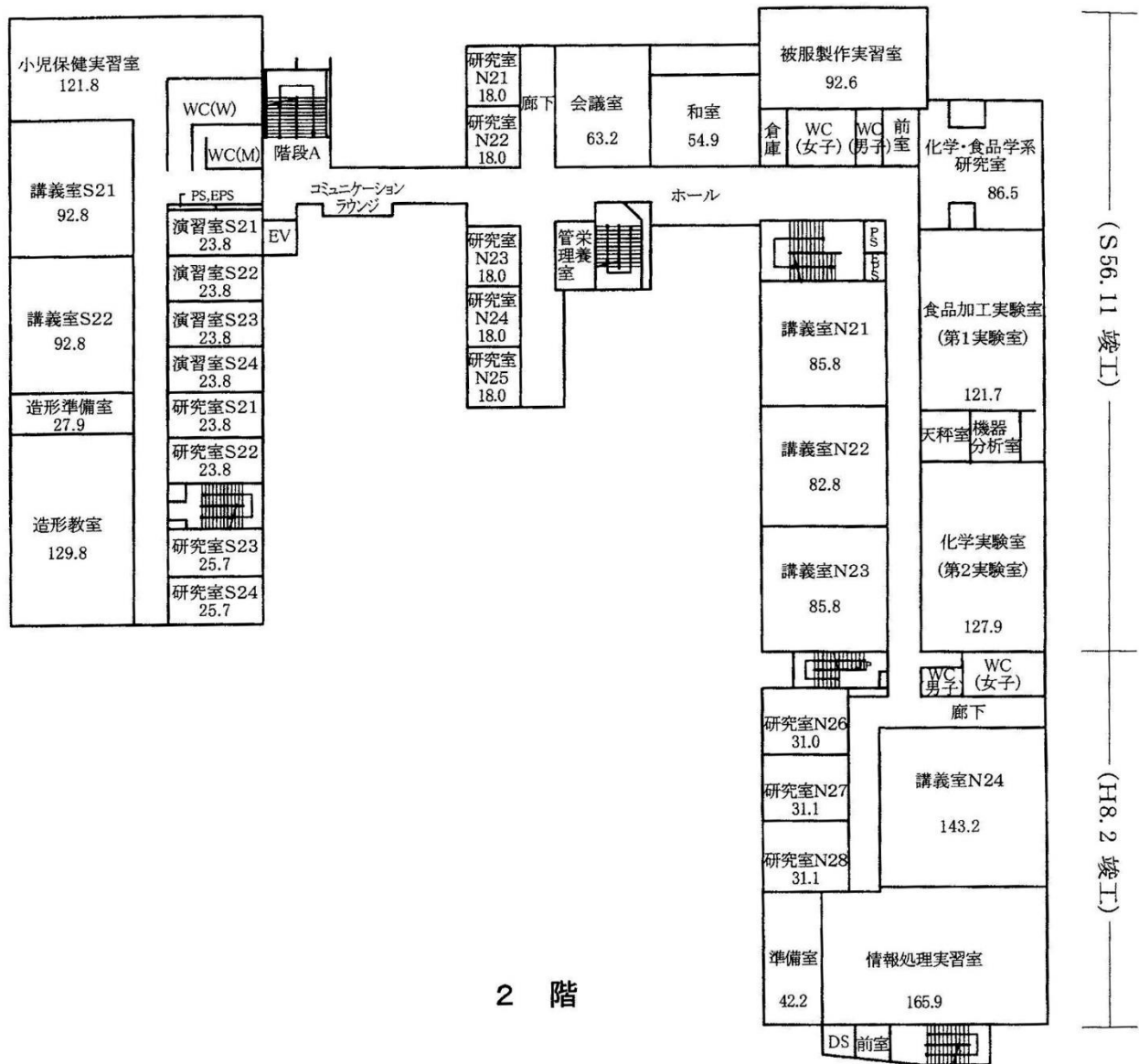


函館短期大学校舎平面図

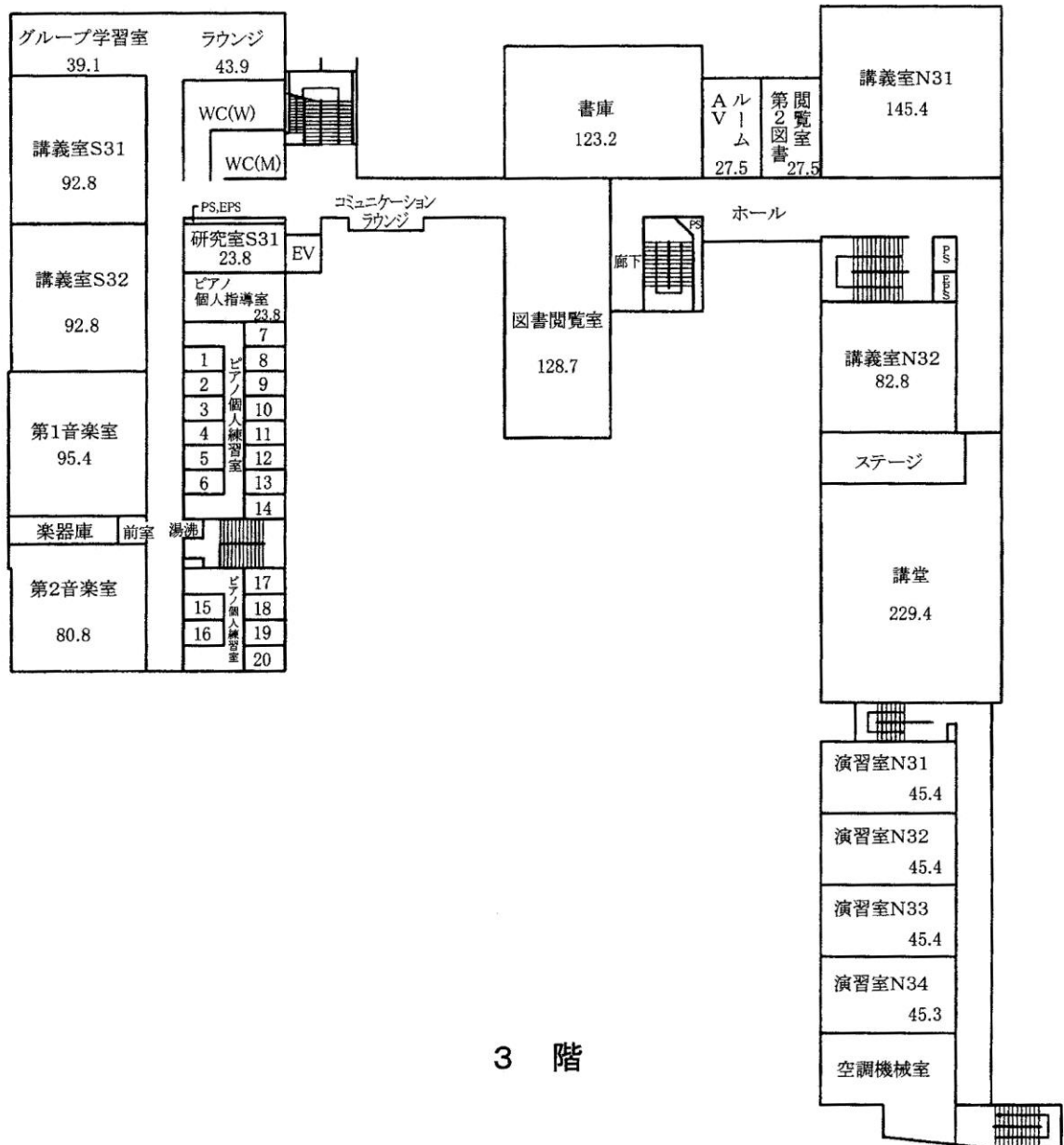
8,246.53㎡ (単位 平方メートル)



1 階



函館短期大学校舎平面図

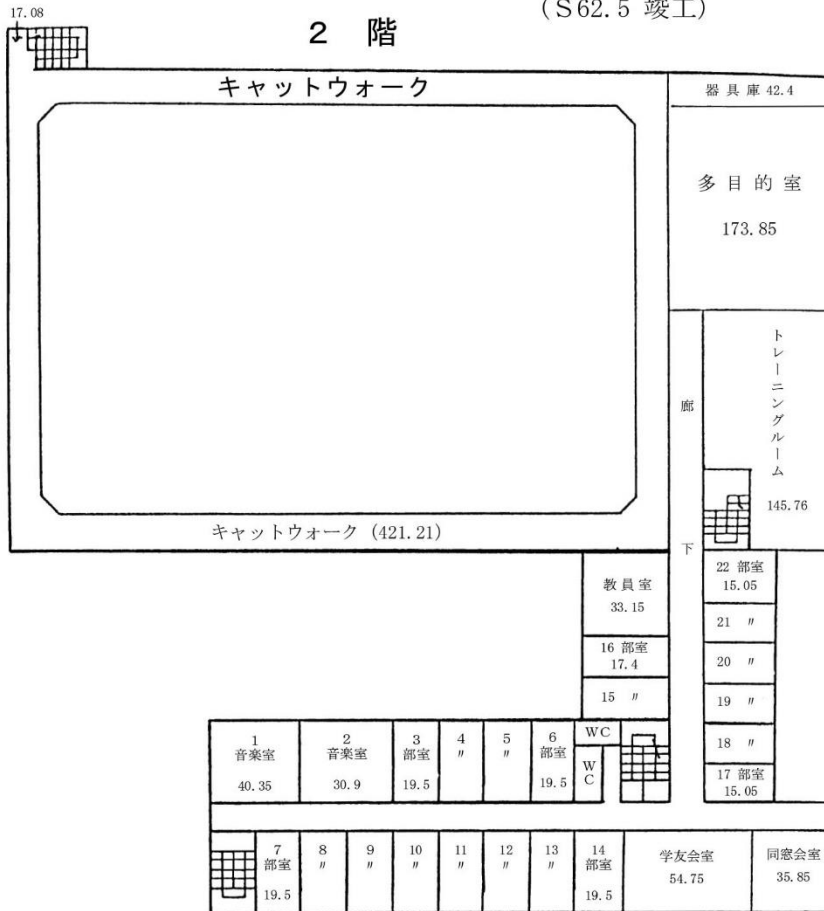


3 階

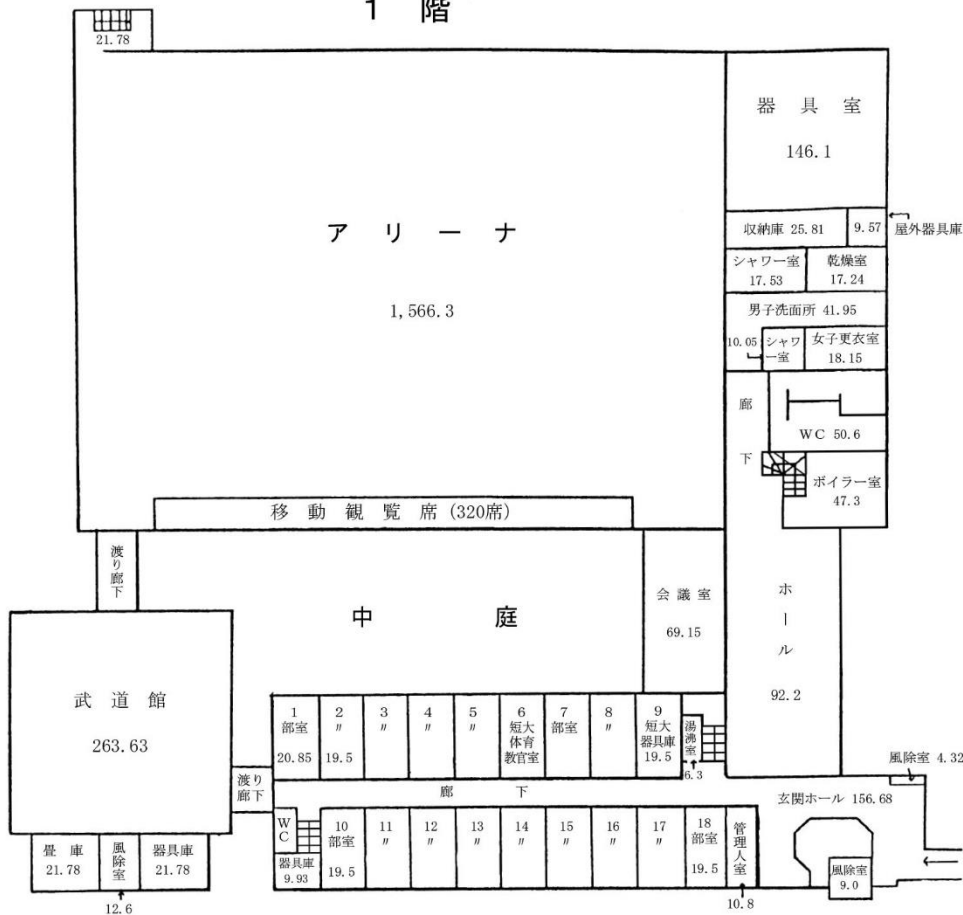
函館大学校舎体育館棟平面図

(S62.5 竣工)

2 階



1 階



函館短期大学学則(2025年度)

第1章 総 則

第1条 本学は、教育基本法及び学校教育法の定めるところに従い、深く専門の学芸を教授研究し職業又は實際生活に必要な能力を育成することを主な目的とし、学園訓3ヵ条「報恩感謝」「常識涵養」「実践躬行」を具体的信条とし、知・情・意の円満にして高度に発達した人格を有し、人類社会の福祉に貢献しうる職業人を養成することを使命とする。

2. 前項の目的を達成するため、本学の教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。

3. 前項の点検及び評価に関する事項は別に定める。

第1条の2 前条の目的を達成のために次の学科を設置し、教育研究上の目的を以下のとおり定める。

1. 食物栄養学科

食物栄養に関する専門を深く教授研究し、関連する職業人を養成する。

2. 保育学科

幼児教育および乳幼児保育に関する専門の学芸を深く教授研究し、関連する職業人を養成する。

第2章 学科、学生定員及び修業年限

第2条 本学において設置する学科及びその学生定員は次の通りとする。

学 科	入 学 定 員	収 容 定 員
食物栄養学科	50名	100名
保育学科	50名	100名

2. 食物栄養学科にあつては栄養士法施行規則、保育学科にあつては児童福祉法施行規則に従い、教育上の効果及び諸条件を考慮してクラス数を編成する。

第3条 本学の修業年限は2年とする。

2. 学生は4年を越えて在学することはできない。

3. 前項の規定にかかわらず、修業年限を越える一定期間にわたり授業科目を履修することを目的として本学に入学を志願するものがあるときは、選考の上、長期履修学生（呼称「社会人ゆっくり修学生」）として入学を許可することができる。長期履修学生に関して必要な事項は別に定める。

第3章 学年、学期及び休業日

第4条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第5条 学年を分けて次の2期とする。

前 期 4月1日から9月30日まで

後 期 10月1日から翌年3月31日まで

第6条 本学における休業日を次の通り定める。

(1) 日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年7月20日法律第178号）
に規定する休日

(2) 学園創立記念日 9月19日

(3) 春季休業日

(4) 夏季休業日

(5) 冬季休業日

2. 前項(3)(4)(5)の休業期間に関しては別に定める。

3. 第1項の規定に関わらず、学長は臨時に休業日を設け、又は休業日を変更することができる。

第7条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

第4章 教 育 課 程

第8条 本学において開講する食物栄養学科及び保育学科に関する授業科目、単位数は別表1（食物栄養学科）、別表2（保育学科）の通り定める。

第9条 前条に定めるもののほかに、教育職員免許状を取得する者のため、教科又は教職に関する科目をおく。開講授業科目及び単位数は別表1、別表2のとおり定める。

第5章 履修の方法、学習の評価、課程修了の認定及び卒業

第10条 本学において開講する授業科目については、2年に分けて履修しなければならない。

2. 前項の規定にかかわらず、長期履修学生は、別に定めるところにより3年以上に分けて履修することができる。

第11条 学生は毎学年度又は学期の当初に、当該年度又は学期において履修すべき授業科目を登録しなければならない。

2. 学生は前項により登録した授業科目以外の授業科目を履修し、又単位を取得することはできない。

3. 履修登録単位数の上限（CAP制）により、1つの学期あるいは1学年に履修できる単位数が定められている。

4. 前項に関する事項は別に定める。

第12条 各授業科目の履修を修了した者には、認定のうえ単位を与える。

2. 単位修得の認定の方法は、筆記、口述、論文、実技その他の試験によるものとし、その方法については各授業科目の担当者がこれを定める。

第12条の2 他の短期大学又は大学を卒業し、又は中途退学し、新たに本学の第1年次に入学した学生の既修得単位については、教育上有益と認めるときは、本学において修得したものとして認定することができる。

2. 前項の単位の認定は、基礎教育科目についてとし、合計15単位を超えない範囲で行うものとする。

3. 前二項の単位の認定に関する必要な事項については、別に定める。

第12条の3 本学において教育上有益と認めるときは、他の短期大学又は大学との協議により、学生が当該他の短期大学等の授業科目を履修することを認めることがある。

2. 学生が、前項の規定により、当該他の短期大学等において修得した単位については、15単位を超えない範囲で、本学において修得した単位としてみなすことができる。
3. 前二項の規定は、学生が外国の短期大学又は大学に休学することなく留学する場合にも準ずる。
4. 前三項の単位の認定に関する必要な事項については、別に定める。

第13条 試験等の時期は、原則として学期末又は学年末とするが、各授業科目の担当者が必要と認めたときは、臨時に行うことができる。

第14条 年度又は学期の当初に授業科目の履修登録をしていない者は、当該授業科目の単位修得に係る試験を受験することはできない。

第15条 病気その他やむを得ない事由により、試験等を受験することができなかった学生への追試験、又は再試験及び試験に関する細則については、別に定める。

第16条 試験の成績は、100点をもって満点とし、60点以上を合格として、単位修得を認定する。

2. 成績評価は、秀（100～90点）、優（89～80点）、良（79～70点）、可（69～60点）、不可（59点以下）の5段階をもって表し、不可は不合格とする。
3. 前項の成績評価の結果を総合的に判断する指標として、f G P A（機能的グレード・ポイント・アベレージ）を用い、その詳細は別に定める。

第17条 各授業科目に対する単位の計算方法は次の通りとする。

2. 授業科目の1単位は45時間の学修を必要とする内容とする。また、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算する。
 - (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。
 - (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、本学が定める時間の授業をもって1単位とする。
 - (3) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、(2)に規定する基準を考慮して大学が定める時間の授業をもって1単位とする。
3. 前項の規定にかかわらず、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

第18条 本学を卒業するためには、学生は2年以上在学し、卒業必修単位を含む、合計62単位以上を修得しなければならない。

2. 本学における卒業必修科目は別表1、別表2に定める。

第19条 教育職員免許状を得ようとする者は、前条に規定する卒業の要件を充足し、かつ教育職員免許法及び同法施行規則に定める科目及び単位を修得しなければならない。

2. 本学の学科において取得できる教育職員免許状の種類は、家庭科に関する中学校教諭二種免許状、栄養教諭二種免許状及び幼稚園教諭二種免許状である。

食物栄養学科	中学校教諭二種免許状（家庭）、栄養教諭二種免許状
保育学科	幼稚園教諭二種免許状

第20条 本学食物栄養学科において栄養士の資格を得ようとする者は、第18条に規定する卒業要件を充足し、かつ栄養士法、栄養士法施行令及び栄養士法施行規則に定める科目及び単位を修得しなければならない。

2. 本学保育学科において保育士の資格を取得しようとする者は、第18条に規定する卒業要件を充足し、かつ児童福祉法、児童福祉法施行令及び児童福祉法施行規則に定める科目及び単位を修得しなければならない。

第21条 本学に2年以上在学し、第18条に定める単位を修得し、かつ教授会において2年の課程を修了したと認定した者に対して、学長は卒業証書を授与する。

第21条の2 第21条の規定により卒業した者には、本学学位規程の定めるところにより短期大学士の学位を授与する。

第6章 入学、退学、転学及び休学

第22条 入学の時期は、毎学年の始めとする。

第23条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当し、かつ本学において実施する入学者選抜試験に合格した者とする。

1. 高等学校を卒業した者
2. 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む）
3. 外国において学校教育における12年の課程を修了した者、又はこれに準ずる者で文部大臣の指定した者
4. 文部大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
5. 文部大臣の指定した者
6. 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令）により文部大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者含む。）
7. その他、本学において、相当の年令に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

第24条 本学に入学を志願する者は、本学所定の書類を別表3の入学検定料を添えて提出しなければならない。

一旦納付した入学検定料及び提出した書類は、これを返還しない。

2. 提出の時期、方法、同時に提出すべき書類等については、別に定める。

第25条 願いにより本学を退学した者が、退学後2年以内に再入学を希望するときは、選考のうえ入学を許可することがある。

2. 前項の場合、退学前に取得した単位の全部又は一部をすでに取得したものとして認めることがある。この認定は学長が行う。
3. 再入学者の在学期間は、退学以前の在学期間を算入し、第3条に定める在学年数を超えることができない。
4. 再入学の場合の入学検定料は、別表3の通りとし、その他の必要な手続等は別に定める。

第26条 他の短期大学から転入学を希望する者があるときは、欠員のある場合に限り選考のうえ入学を許可することがある。

2. 転入学の場合の入学検定料は、別表3の通りとし、その他の必要な手続等は、別に定める。

- 第27条 本学に入学を許可された者は、指定の期日までに入学金・授業料等学納金及び本学の指定する書類を提出しなければならない。
2. 一旦納付した入学金・授業料等学納金及び提出した書類は、原則として返還しない。
 3. 再入学、転入学者の入学金・授業料等学納金の額は、入学する年度に定められた額又は当該者の属する年次の在学者にかかる額と同額とする。
 4. 再入学者の入学金は、必要と認めた場合これを免除することがある。
- 第28条 入学を許可された者は、保証人を定め、本学の指定する期間内に届出なければならない。
2. 保証人は学生の在学中の一切の事項について責任を持つものとする。
 3. 保証人は、父母若しくは成年の親族、又はこれに準ずる者とする。
 4. 保証人に関して変更事項があったときは直ちに届出なければならない。
- 第29条 学生が病気その他やむを得ない事由により退学しようとするときは、その事由を詳記し、保証人連署のうえ、学長に願い出て、その許可を得なければならない。
- 第30条 学生が他の大学等へ転学を希望する場合は、保証人連署のうえ、学長に願い出て、その許可を得なければならない。
- 第31条 病気その他やむを得ない事由により、2カ月以上修学することのできない学生は、保証人連署のうえ学長に願い出て、前期または後期の終わりまで休学することができる。
2. 病気を事由とする休学願には、医師の診断書を添付しなければならない。
 3. 病気のため修学が不相当と認められる学生に対しては、学長は、これに休学を命ずることができる。
- 第32条 休学できる期間は原則として1年以内とする。
- 但し、特別の事由がある場合は、引き続き休学を願い出ることができる。
2. 休学期間は、通算して2年を超えることはできない。
 3. 休学期間は、第3条に定める在学年数に算入しない。
 4. 休学中の学生については、休学期間中の授業料等学納金を免除する。
- 但し、第39条の規定をさまたげない。
5. 休学中の学生で、復学の見込がなく退学しようとする者は、休学期間内において退学を願い出ることができる。
- 第33条 休学期間満了のとき、又は休学期間であってもその事由が消滅したときは、学長の許可を得て復学することができる。
2. 病気のため休学した学生は、復学願に医師の診断書を添付しなければならない。
 3. 復学する学生についての授業料等学納金は、復学したその月からこれを徴収する。
- 尚、金額については、当該者の属する年次の在学者にかかる額と同額とする。
- 第34条 学生で次の各号の一に該当する者は、学長が除籍する。
1. 第3条に規定する在学年数を越えた者
 2. 休学期間が満了し復学の見込のない者
 3. 死亡又は行方不明の者
 4. 授業料等学納金の納付を怠り督促を受けても納付しない者
2. 前項第4号による除籍者が復学を願い出た場合、学長はこれを許可することがある。
- 尚、これに関する必要な事項は別に定める。

第7章 授業料、入学金その他の費用

- 第35条 入学検定料・入学金・授業料等学納金は、別表3の通りとし、納付時期・納付方法等の必要な事項については、別に定める。
2. 学則第18条で定める卒業要件を満たさない者が、2年を超えて在学する場合、授業料は別表3の②学則第35条第2項適用者授業料を適用し、当該年度の履修開始までに当該授業料を納入することとする。
 3. 前項にかかわらず、学則第3条第3項による長期履修生に関しては別に定める。
- 第36条 退学もしくは転学した者、除籍された者、退学を命ぜられた者は、当該期の納期に属する授業料等学納金を納付しなければならない。
2. 停学者は、停学期間の授業料等学納金を納付しなければならない。
- 第37条 入学金・授業料等学納金の他に、実習費を含む教育に必要な費用を別途徴収することがある。
2. 前項に規定する納付金の種類・金額・納付に必要な手続き等については、別に定める。
- 第38条 授業料等学納金は、特別の事由によってその一部又は全額を奨学金として給付、納付の免除、徴収の猶予をすることがある。
2. 前項の規定に関する必要な事項は、別に定める。
- 第39条 一旦納付した在学者の授業料等学納金は、いかなる事由があってもこれを返還しない。

第8章 教職員組織

- 第40条 本学には、学長・教授・准教授・専任講師・助教・教育助手・事務職員等の職員を置く。
2. 本学には、前項のほか、副学長、学科長、その他必要な教職員を置くことができる。
 3. 校務に関する最終的な決定権は学長が有する。
 4. 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。
- 第41条 教職員の職務は、学校教育法の定めるところによる。

第9章 教授会

- 第42条 本学に教授会を置く。
2. 本学の各学科に学科会を置く。
- 第43条 教授会は学長及び教授をもって組織する。
2. 前項の規定にかかわらず、教授会が必要と認めたときは、教授会に准教授その他の教職員を加えることができる。
- 第44条 学長は教授会を招集し、その議長となる。
- 但し、学長に事故あるときは、あらかじめ学長が指名した教授が議長となる。
2. 学長は教授会の構成員の3分の2以上から議題を示し要求のあった場合には、要求のあった日から20日以内に教授会を招集しなければならない。
 3. 教授会は、構成員の3分の2以上の出席がなければ開催することはできない。

第45条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

1. 学生の入学、卒業及び課程の修了
2. 学位の授与
3. 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの。
2. 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学科長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

第46条 その他、教授会の運営に関する必要事項については、別に定める。

第10章 科目等履修生及び外国人学生

第47条 本学において開設する授業科目のうち1科目又は数科目を選んで受講を希望する者があるときは、当該科目の授業に支障がない限りにおいて、選考のうえ科目等履修生として受講を許可することがある。

2. 受講は学年又は学期ごとにこれを許可する。
3. 受講料は、別表3の通りとし、当該科目を受講する当初に一括して納付するものとする。尚、一旦納付した受講料はこれを返還しない。
4. 科目等履修生が当該科目の受講を修了したときは、当該科目についての受講修了証書を交付する。
5. その他、科目等履修生に関する必要な事項については、別に定める。

第48条 本学において他の短期大学又は大学（外国の短期大学又は大学を含む）との協議により、当該他の短期大学等の学生に、科目等履修生として本学の授業科目を履修させることがある。

第49条 科目等履修生に対しては、第12条の規定を準用し、履修した授業科目の単位を与えることができる。

第50条 外国人で本学に入学を希望する者があるときは、選考のうえ入学を許可する。

2. 外国人学生に関する必要な事項については別に定める。

第11章 研 究 生

第51条 本学に研究生をおき、これに関する規定は、別に定める。

第12章 賞 罰

第52条 学業成績及び人物優秀又は他の業績が優秀で、他の模範となる学生に対して、学長は、これを表彰することができる。

2. 前項に関する必要な事項は、別に定める。

第53条 本学の学則に違反し、又は本学の学生としてあるまじき行為があったときは、学長は、これを懲戒することができる。

2. 前項の懲戒は、訓告、停学及び退学とする。
3. 停学期間が2カ月以上にわたるときは、その期間は第3条第1項に定める修業年限に算入しない。
但し、在学期間は第3条第2項に定める期間を超えることはできない。
4. 退学は次の各号の一に該当する学生に対して行う。
 1. 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 2. 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
 3. 正当の理由がなく、授業の出席が常でない者
 4. 大学の秩序を乱すなど、学生としての本分に反した者
5. 懲戒に関する必要な手続きは別に定める。

第13章 公 開 講 座

- 第54条 本学において必要があると認めるときは、臨時公開講座を開設し、一般の人々の研究に資するための公開講座を設けることがある。
2. 公開講座に関する必要な事項は、別に定める。

第14章 図 書

- 第55条 本学に図書館を付設する。
- 第56条 図書館に関する必要な事項については、別に定める。

第15章 寄宿舍及びその他の厚生指導施設

- 第57条 本学に寄宿舍を設け、通学困難な学生を収容し、修業の便を図る。
- 第58条 寄宿舍に関する必要な事項については、別に定める。
- 第59条 本学の教職員並びに学生は、医療施設・学生ホール等の厚生施設を利用することができる。
- 第60条 医療施設・学生ホール等の厚生施設の運営に関する必要な事項については、別に定める。

付 則

1. この学則は昭和47年4月1日から施行する。

付 則

1. この学則の一部改正（第2条、別表1. 教育課程、別表2. 授業料・入学金その他の費用）は、昭和49年4月1日から施行する。
但し、昭和48年度以前に入学の者は従来 of 学則による。

付 則

1. この学則の一部改正（第6条、第24条、第25条第3項、第26条第2項、別表1. 教育課程、別表2. 授業料・入学金その他の費用）は、昭和50年4月1日から施行する。
但し、昭和49年度以前に入学の者は従来 of 学則による。

付 則

1. この学則の一部改正（別表2. 授業料・入学金その他の費用）は、昭和51年4月1日から施行する。

但し、昭和50年度以前に入学の者は従来学則による。

付 則

1. この学則の一部改正（別表2. 授業料・入学金その他の費用）は、昭和52年4月1日から施行する。

但し、昭和51年度以前に入学の者は従来学則による。

付 則

1. この学則の一部改正（別表2. 授業料・入学金その他の費用）は、昭和53年4月1日から施行する。

但し、昭和52年度以前に入学の者は従来学則による。

付 則

1. この学則の一部改正（別表2. 授業料・入学金その他の費用、第24条、第25条第3項、第26条第2項）は、昭和54年4月1日から施行する。

但し、昭和53年度以前に入学した者は従来学則による。

付 則

1. この学則の一部改正（別表2. 授業料・入学金その他の費用、第24条、第25条第3項、第26条第2項）は、昭和55年4月1日から施行する。

但し、昭和54年度以前に入学の者は従来学則による。

付 則

1. この学則の一部改正（第23条、第24条、第25条第3項、第26条第2項、第35条、第39条、第47条第2項、別表1. 教育課程、別表2. 入学金・授業料その他の費用）は、昭和56年4月1日から施行する。

但し、昭和55年度以前に入学の者は従来学則による。

付 則

1. この学則の一部改正（第6条、第24条、別表2. 入学金・授業料その他の費用）は、昭和57年4月1日から施行する。

但し、昭和56年度以前に入学の者は従来学則による。

付 則

1. この学則の一部改正（第12条第3項、別表2. 入学金・授業料その他の費用）は、昭和58年4月1日から施行する。

但し、昭和57年度以前に入学の者は従来学則による。

付 則

1. この学則の一部改正（別表2. 入学金・授業料その他の費用）は、昭和59年4月1日から施行する。

但し、昭和58年度以前に入学の者は従来学則による。

付 則

1. この学則の一部改正（第5条、第6条第1項、第12条第3項、第15条、第24条第1項、第25条第3項・第4項、第27条、第28条第1項、第31条、第32条、第33条、第34条、第36条、第37条、第38条、第39条、第47条、第52条、第53条第2項・第3項・第4項、第54条第2項、別表1. 教育課程、別表2. 入学金・授業料等学納金及びその他の費用）は、昭和60年4月1日から施行する。
但し、昭和59年度以前に入学の者は従来学則による。

付 則

1. この学則の一部改正（第11条第1項、第12条第2項、第14条、第16条、第18条、第38条第1項、別表1. 教育課程）は、昭和61年4月1日から施行する。
但し、昭和60年度以前に入学の者は従来の学則による。

付 則

1. この学則の一部改正（第18条、第52条、別表1. 教育課程）は、昭和62年4月1日から施行する。
但し、昭和61年度以前に入学の者は従来の学則による。

付 則

1. この学則の一部改正（第12条、第12条の2、第12条の3、第35条、第10章、第47条、第48条、別表2. 入学金・授業料等学納金及びその他の費用）は、平成元年4月1日から施行する。
但し、昭和63年度以前に入学の者は従来の学則による。

付 則

1. この学則の一部改正（第6条、第18条、第19条、別表1. 教育課程、別表2. 入学金・授業料等学納金及びその他の費用）は、平成2年4月1日から施行する。
但し、平成元年度以前に入学した者は従来の学則による。

付 則

1. この学則の一部改正（別表1. 教育課程、別表2. 入学金・授業料等学納金及びその他の費用）は、平成3年4月1日から施行する。
但し、平成2年度以前に入学の者は従来の学則による。

付 則

1. この学則の一部改正（第7条、第21条第2項、第49条、第50条、別表2. 入学金・授業料等学納金及びその他の費用）は、平成4年4月1日から施行する。
但し、平成3年度以前に入学の者は従来の学則による。

付 則

1. この学則の一部改正（別表1. 教育課程、別表2. 入学金・授業料等学納金及びその他の費用）は、平成5年4月1日から施行する。
但し、平成4年度以前に入学の者は従来の学則による。

付 則

1. この学則の一部改正（第6条第1項、第17条、第23条、第26条、第27条第3項、第47条、第48条、第49条、別表1. 教育課程、別表2. 入学金・授業料等学納金及びその他の費用）は、平成6年4月1日から施行する。
但し、平成5年度以前に入学の者は従来の学則による。

付 則

1. この学則の一部改正（別表2. 入学金・授業料等学納金及びその他の費用）は、平成7年4月1日から施行する。
但し、平成6年度以前に入学の者は従来の学則による。

付 則

1. この学則の一部改正（第5条、第6条第1項、第8条、第12条の2の第2項、第17条第2項、第3項、第4項、第18条、別表1. 教育課程、別表2. 入学金・授業料等学納金及びその他の費用）は、平成8年4月1日から施行する。
但し、平成7年度以前に入学の者は従来の学則による。

付 則

1. この学則の一部改正（別表2. 入学金・授業料等学納金及びその他の費用）は、平成9年4月1日から施行する。
但し、平成8年度以前に入学の者は従来の学則による。

付 則

1. この学則の一部改正（別表1. 教育課程）は、平成11年4月1日から施行する。
但し、平成10年度以前に入学の者は従来の学則による。

付 則

1. この学則の一部改正（第1条第2項、第3項、別表1. 教育課程）は、平成12年4月1日から施行する。
但し、平成11年度以前に入学の者は従来の学則による。

付 則

1. この学則の一部改正（第6条第1項、別表1. 教育課程）は、平成13年4月1日から施行する。
但し、平成12年度以前に入学の者は従来の学則による。

付 則

1. この学則の一部改正（第6条第1項、別表1. 教育課程）は、平成14年4月1日から施行する。
但し、平成13年度以前に入学の者は従来の学則による。

付 則

1. この学則の一部改正（第3条第3項、第10条第2項、第18条、別表1、別表2）は、平成15年4月1日から施行する。
但し、平成14年度以前に入学の者は従来の学則による。

付 則

1. この学則の一部改正（第35条第2項、第3項、別表2）は、平成16年4月1日から施行する。
但し、平成15年度以前に入学の者は従来の学則による。

付 則

1. この学則の一部改正（別表1）は、平成17年4月1日から施行する。
但し、平成16年度以前に入学の者は従来の学則による。

付 則

1. この学則の一部改正（第9条、第19条第2項、別表1. 教育課程）は、平成18年4月1日から施行する。
但し、平成17年度以前に入学の者は従来の学則による。

付 則

1. この学則の一部改正（第21条の2）は平成17年12月15日から施行する。
2. 別表1教育課程の改正は平成18年4月1日から施行する。但し、平成17年度以前に入学の者は従来の学則による。

付 則

1. この学則の一部改正（第9条、第19条2項、別表1. 教育課程）は、平成18年4月1日から施行する。但し、平成17年度以前に入学した者は従来の学則による。

付 則

1. この学則の一部改正（第2条）は、平成19年4月1日から施行する。但し、平成19年度の総定員は220名とする。尚、平成18年度以前に入学の者は従来の学則による。

付 則

1. この学則の一部改正（第1条1項、第2条、第5条、第8条、第9条、第19条2項、第20条1項、2項、第24条1項、第25条4項、第26条2項、第35条1項、第47条3項）は、平成21年4月1日から施行する。但し、平成20年度以前に入学の者は従来の学則による。

付 則

1. この学則の一部改正（別表1、別表2）は、平成22年4月1日から施行する。但し、平成21年度以前に入学の者は従来の学則による。

付 則

1. この学則の一部改正（別表2）は、平成23年4月1日から施行する。但し、平成22年度以前に入学の者は従来の学則による。

付 則

1. この学則の一部改正（別表1、別表2）は、平成23年10月1日から施行する。

付 則

1. この学則の一部改正（別表1、別表2）は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

1. この学則の一部改正(第6条、第7条、第17条、別表1、別表2)は、平成26年4月1日から施行する。但し、平成25年度以前に入学の者は従来の学則による。

付 則

1. この学則の一部改正(第25条第2項、第34条、第40条第2項から第4項、第42条、第45条第1項と第2項、第52条第1項、第53条第1項)は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

1. この学則の一部改正(第2条)は、平成28年4月1日から施行する。なお、食物栄養学科の収容定員は平成28年度は220名として読み替えるものとする。

付 則

1. この学則の一部改正(別表1)は、平成28年4月1日から施行する。但し、平成27年度以前に入学の者は、従来の学則による。

付 則

1. この学則の一部改正(第2条)は、平成29年4月1日から施行する。なお、食物栄養学科と保育学科の収容定員は、平成29年度は190名として読み替えるものとする。

付 則

1. この学則の一部改正(別表1、別表2)は、平成29年4月1日から施行する。但し、平成28年度以前に入学の者は、従来の学則による。

付 則

1. この学則の一部改正(別表1)は、平成29年11月24日から施行する。

付 則

1. この学則の一部改正(別表1)は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

1. この学則の一部改正(別表2)は、平成30年4月1日から施行する。但し、平成29年度以前に入学の者は、従来の学則による。

付 則

1. この学則の一部改正(第2条)は、平成31年4月1日から施行する。なお、食物栄養学科と保育学科の収容定員は、平成31年度は150名として読み替えるものとする。

付 則

- 1, この学則の一部改正(別表2)は、平成31年4月1日から施行する。但し、平成30年度以前に入学の者は、従来の学則による。

付 則

- 1, この学則の一部改正(別表1)は、2019年度入学生から施行する。2018年度以前に入学の者は、従来の学則による。但し、基礎教育科目(函館グローバル・コミュニケーション、コンソーシアム基礎教養Ⅲ、コンソーシアム基礎教養Ⅳ、コンソーシアム基礎教養Ⅳ、コンソーシアム函館教養Ⅳ、コンソーシアム函館教養Ⅴ、コンソーシアム函館教養Ⅵ)、専門教育科目(健康管理概論)については、2018年度入学生から適用する。

付 則

- 1, この学則の一部改正(別表2)は、2019年度入学生から施行する。2018年度以前に入学の者は、従来の学則による。但し、基礎教育科目(函館グローバル・コミュニケーション、コンソーシアム基礎教養Ⅲ、コンソーシアム基礎教養Ⅳ、コンソーシアム函館教養Ⅳ、コンソーシアム函館教養Ⅴ、コンソーシアム函館教養Ⅵ)については、2018年度入学生から適用する。

付 則

- 1, この学則の一部改正(第16条)は、平成31年4月1日から施行する。但し、平成30年度以前に入学の者は、従来の学則による。

付 則

- 1, この学則の一部改正(別表1)は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

- 1, この学則の一部改正(第28条、第28条第3項、第29条、第30条)は、令和3年4月1日から施行する。但し、令和2年度以前に入学の者は、従来の学則による。

付 則

- 1, この学則の一部改正(別表1)は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

- 1, この学則の一部改正(別表1)は、令和4年度(2022年度)入学生から施行する。令和3年度(2021年度)以前に入学の者は、従来の学則による。但し、基礎教育科目(データサイエンス入門)については、令和3年度2021年度入学生から適用する。

付 則

- 1, この学則の一部改正(別表2)は、令和3年度(2021年度)入学生から施行する。

付 則

- 1, この学則の一部改正(別表3)は、令和4年4月1日から施行する。

付 則

- 1, この学則の一部改正(第2条第2項、第11条第3項、第11条第4項、第37条、第53条第5項)は、令和5年4月1日から施行する。

付 則

- 1, この学則の一部改正(別表2)は、令和6年度(2024年度)入学生から施行する。

付 則

- 1, この学則の一部改正(第2条)は、令和7年度(2025年度)入学生から施行する。なお、食物栄養学科と保育学科の収容定員は、令和7年度は110名として読み替えるものとする。

別表1 教育課程（食物栄養学科）

科目	授 業 科 目	単 位	第 1 学 年	第 2 学 年
基礎 教育 科目	教養ゼミナール（S・L）Ⅰ	1	1	
	教養ゼミナール（S・L）Ⅱ	1		1
	情報機器の操作Ⅰ	1	1	
	情報機器の操作Ⅱ	1	1	
	コンピュータリテラシーW	1	1	
	コンピュータリテラシーE	1		1
	コンピュータリテラシーP	1		1
	社会人基礎論Ⅰ	1	1	
	社会人基礎論Ⅱ	1		1
	基礎科学	1	1	
	生活数理	1	1	
	体育実技（球技）	1	1	
	体育実技（フィットネス）	1	1	
	外国語（英語）	2	2	
	外国語（仏語）	2	2	
	外国語（中国語）	2	2	
	日本国憲法	2		2
	保健体育	1		1
	データサイエンス入門	1		1
	函館グローバル・コミュニケーション	1		1
	国際交流	1		1
	ボランティア実習Ⅰ	1	1	
	ボランティア実習Ⅱ	1		1
	コンソーシアム基礎教養Ⅰ	2	2	
	コンソーシアム基礎教養Ⅱ	1	1	
	コンソーシアム基礎教養Ⅲ	2		2
	コンソーシアム基礎教養Ⅳ	1		1
	コンソーシアム函館教養Ⅰ	2	2	
	コンソーシアム函館教養Ⅱ	2	2	
	コンソーシアム函館教養Ⅲ	1	1	
	コンソーシアム函館教養Ⅳ	2		2
	コンソーシアム函館教養Ⅴ	2		2
	コンソーシアム函館教養Ⅵ	1		1
	計	43	24	19
	公衆衛生学	2		2
	社会福祉概論	2	2	
	健康運動実習	1	1	
	解剖生理学Ⅰ	2	2	
	解剖生理学Ⅱ	2	2	
	運動生理学	2	2	
	生化学	2	2	
	解剖生理学実験	1		1
	食品学	2	2	

別表1 教育課程（食物栄養学科）

科目	授 業 科 目	単 位	第1学年	第2学年
専門 教育 科目	食品加工学	2		2
	食品衛生学	2	2	
	食品学実験	1	1	
	食品衛生学実験	1	1	
	栄養学総論	2	2	
	栄養学各論	2	2	
	臨床栄養学概論	2		2
	健康食生活論	2	2	
	栄養生化学実験	1		1
	臨床栄養学実習	1		1
	栄養指導論Ⅰ	2	2	
	栄養指導論Ⅱ	2	2	
	公衆栄養学概論	2		2
	栄養指導実習Ⅰ	1	1	
	栄養指導実習Ⅱ	1		1
	給食管理論	2	2	
	調理学	2	2	
	給食管理実習Ⅰ	1	1	
	給食管理実習Ⅱ	1		1
	給食管理実習Ⅲ	1		1
	調理実習Ⅰ	1	1	
	調理実習Ⅱ	1	1	
	調理実習Ⅲ	1		1
	フード・スペシャリスト論	2		2
	フード・コーディネイト論	2		2
	食品官能評価Ⅰ	2		2
	食品官能評価Ⅱ	1		1
	食品流通	2		2
	レクリエーション理論	2		2
	レクリエーション実技	1		1
	レクリエーション現場実習	1	1	
	生涯スポーツ演習	1		1
	健康管理概論	1		1
	スポーツ心理学（発育・発達と老化を含む）	1		1
	健康運動概論	1		1
	運動障害と救急処置	1		1
	有酸素運動の実技Ⅰ	1		1
	有酸素運動の実技Ⅱ	1		1
	水泳・水中運動演習	1		1
	トレーニングの理論と演習	1		1
	健康・体力測定演習	1		1
	公衆栄養実習	1		1
	総合栄養演習	2		2
	総合健康運動演習	1		1
	特別研究	2		2

別表1 教育課程（食物栄養学科）

科目	授 業 科 目	単 位	第1学年	第2学年
	家庭経営学	1		1
	被服学	2	2	
	住居学	1		1
	保育学	1		1
	計	84	38	46
各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む）	家庭科教育法	2	2	
	計	2	2	0
栄養に係る教育に関する科目	学校栄養教育法	2	2	
	計	2	2	0
教育関する基礎的目理解に	教育原理	1	1	
	教職概論	2	2	
	教育経営論	1		1
	教育心理学	1	1	
	特別支援教育	1		1
	計	6	4	2
の道徳、相談法等及び総合的な学習の指導、時間等に関する科目	道徳教育指導論	1	1	
	総合的な学習の時間及び特別活動指導論	1	1	
	教育の方法と技術	1		1
	I C T 活用の理論と実践	1		1
	生徒指導論	1	1	
	教育相談	1		1
	進路指導論	1		1
	計	7	3	4
教育実践に関する科目	中学校（家庭）教育実習事前・事後指導Ⅰ	1	1	
	中学校（家庭）教育実習事前・事後指導Ⅱ	1		1
	中学校（家庭）教育実習	4		4
	栄養教育実習事前・事後指導	1		1
	栄養教育実習	1		1
	教職実践演習（中学校・家庭）	2		2
	教職実践演習（栄養教諭）	2		2
	計	12	1	11
大学が独自に設定する科目	介護等体験	1	1	
	計	1	1	0
合計		157	75	82

【注】

1. 単位を で網掛けした授業科目は、本学における卒業必修科目とする。但し、外国語については、外国語（英語）、外国語（仏語）、外国語（中国語）のいずれか1科目を卒業必修科目とする。
2. 上記授業科目の中で、給食管理実習Ⅲは校外実習（事前・事後指導を含む）とする。公衆栄養実習、中学校（家庭）教育実習、栄養教育実習は校外実習とし、通常の授業時間には組み入れないものとする。

別表2 教育課程（保育学科）

科目	授業科目	単位	第 1 学年	第 2 学年
基礎 教育 科目	教養ゼミナル（S・L）Ⅰ	1	1	
	教養ゼミナル（S・L）Ⅱ	1		1
	社会人基礎論Ⅰ	1	1	
	社会人基礎論Ⅱ	1		1
	音楽基礎	1	1	
	保育者のための音楽Ⅰ	2	2	
	保育者のための音楽Ⅱ	2		2
	保育者のための図画工作	2	2	
	日本国憲法	2	2	
	外国語（英語）	2	2	
	外国語（仏語）	2	2	
	外国語（中国語）	2	2	
	体育実技（球技）	1	1	
	体育実技（フィットネス）	1	1	
	保健体育	1	1	
	情報機器の操作Ⅰ	1	1	
	情報機器の操作Ⅱ	1	1	
	コンピュータリテラシーW	1	1	
	コンピュータリテラシーE	1		1
	コンピュータリテラシーP	1		1
	データサイエンス入門	1		1
	函館グローバル・コミュニケーション	1		1
	国際交流	1		1
	ボランティア実習Ⅰ	1	1	
	ボランティア実習Ⅱ	1		1
	コンソーシアム基礎教養Ⅰ	2	2	
	コンソーシアム基礎教養Ⅱ	1	1	
	コンソーシアム基礎教養Ⅲ	2		2
	コンソーシアム基礎教養Ⅳ	1		1
	コンソーシアム函館教養Ⅰ	2	2	
	コンソーシアム函館教養Ⅱ	2	2	
	コンソーシアム函館教養Ⅲ	1	1	
	コンソーシアム函館教養Ⅳ	2		2
	コンソーシアム函館教養Ⅴ	2		2
	コンソーシアム函館教養Ⅵ	1		1
	計	48	30	18
	保育原理	2	2	
	教育原理	2	2	
	子ども家庭福祉	2	2	

別表2 教育課程（保育学科）

科目	授業科目	単位	第 1 学年	第 2 学年
専門教育科目	社会福祉	2	2	
	子ども家庭支援論	2	2	
	社会的養護Ⅰ	2	2	
	教職概論	2	2	
	保育現場の幼児教育	2		2
	教育心理学	2	2	
	子ども家庭支援の心理学	2		2
	幼児理解	1		1
	子どもの保健	2	2	
	子どもの食と栄養	2		2
	食育の基礎知識	2	2	
	子どもの医療	1		1
	教育課程総論	2		2
	保育内容総論	1	1	
	健康	1	1	
	人間関係	1	1	
	環境	1	1	
	言葉	1	1	
	表現	1	1	
	保育内容（健康）指導法	1	1	
	保育内容（人間関係）指導法	1	1	
	保育内容（環境）指導法	1	1	
	保育内容（言葉）指導法	1	1	
	保育内容（表現）指導法	1	1	
	総合表現指導法	1		1
	乳児保育Ⅰ	2	2	
	乳児保育Ⅱ	1	1	
	子どもの健康と安全	1	1	
	特別支援教育	2		2
	社会的養護Ⅱ	1		1
	教育相談	1		1
	コミュニケーション・スキルⅠ	1	1	
	コミュニケーション・スキルⅡ	1		1
	子どもの生活や遊びA	2		2
	子どもの生活や遊びB	2		2
	子どもの生活や遊びC	2		2
	保育の記録と伝え合い	2		2
	保育実習Ⅰ（※）	4		4
	保育実習指導Ⅰ	2	2	

別表2 教育課程（保育学科）

科目	授業科目	単位	第 1 学年	第 2 学年
	保育実習Ⅱ	2		2
	保育実習Ⅲ	2		2
	保育実習指導Ⅱ	1		1
	保育実習指導Ⅲ	1		1
	教育経営論	1		1
	教育の方法と技術	2		2
	幼稚園教育実習事前指導	1		1
	幼稚園教育実習事後指導	1		1
	幼稚園教育実習	4		4
	保育・教職実践演習	2		2
	レクリエーション指導法	2		2
	レクリエーション現場実習	1		1
	計	86	38	48
	合計	134	68	66

【注】

1. 単位を  で網掛けした授業科目は、本学における卒業必修科目とする。
2. 上記授業科目の中で、幼稚園教育実習、保育実習Ⅰ、保育実習Ⅱ、保育実習Ⅲは校外実習とし、授業時間には組み入れないものとする。
3. 上記授業科目内で（※）印については、1～2年次にまたがって授業を開講する。この表では、単位数は便宜的に2年次のものとして合計している。

別表 3 入学金・授業料等学納金及びその他の費用

項 目	金 額	備 考
入学検定料	30,000 円	
再・転入学検定料	30,000 円	
入学金	150,000 円	入学時
授業料	940,000 円	年額
①科目等履修生授業料	5,000 円	講義 1 単位
	10,000 円	演習 1 単位
	23,000 円	実験、実習及び実技 1 単位
②学則第35条第2項適用者授業料	5,000 円	講義 1 単位
	10,000 円	演習 1 単位
	23,000 円	実験、実習及び実技 1 単位

学則の変更の趣旨等を記載した書類

1. 変更の内容

学生定員の変更（学則 第 2 条の変更）

函館短期大学 学則 第 2 条 の学生定員を食物栄養学科、保育学科のいずれも、入学定員を 60 名から 50 名に、収容定員を 120 名から 100 名に変更する。

（学則（第 2 条）新旧対照表参照）

2. 変更の事由

学生定員の変更（学則 第 2 条の変更）

- （1）令和 6 年度の入学者数は食物栄養学科 34 名、保育学科 35 名と、いずれの学科も入学定員 60 名を確保できておらず、今後更に 18 歳人口の減少が続き、特に北海道、東北地方における 18 歳人口の減少が著しいことから、現行の定員確保が難しいため。
- （2）私立大学等経常費補助金の配分に関し、文部科学省より定員未充足大学に対する減額率を強化する方針が打ち出されており、国の政策として定員割れ大学には定員削減が求められているため。
- （3）本学は、高等教育の修学支援新制度の対象機関となっており、毎年、機関要件確認申請が必要である。直近 3 年間の収容定員充足率がすべて 8 割未満となると機関要件を欠くこととなる。定員削減により収容定員充足率の悪化を抑制し、修学支援新制度の対象機関を維持するため。

3. 変更の時期

この学則の一部改正（第 2 条、別表 1、別表 2）は、令和 7 年（2025 年度）入学生から施行する。

函館短期大学 学則（第2条） 新旧対照表

新			旧		
第2章 学科、学生定員及び修業年限			第2章 学科、学生定員及び修業年限		
第2条 本学において設置する学科及びその学生定員は次の通りとする。			第2条 本学において設置する学科及びその学生定員は次の通りとする。		
学科	入学定員	収容定員	学科	入学定員	収容定員
食物栄養学科	<u>50 名</u>	<u>100 名</u>	食物栄養学科	60 名	120 名
保育学科	<u>50 名</u>	<u>100 名</u>	保育学科	60 名	120 名
<u>付則</u> <u>1. この学則の一部改正（第2条）は、令和7年4月1日から施行する。なお、食物栄養学科と保育学科の収容定員は、令和7年度は110名として読み替えるものとする。</u>			<u>付則</u> (追加)		

下線部分が変更箇所

令和6年度 第13回 函館短期大学教授会 持ち回り
--

日 時 令和6年9月18日(水)

出席者 澤辺、鈴木、川合、一戸、長谷川、伊木、白幡、小林、咲間、赤坂、白府、
林原、山川、小田桐、能城、土場 ☐ は欠席者

審議・報告・及び資料	決議・了承事項・審議事項
議案1. 学生定員の変更(学則 第2条の変更) 【学長室会議】	
議案2. 科目の新設(学則 別表1、別表2の変更) 【教務委員会】	
議案3. 学則 別表1及び別表2の基礎教育科目記載順の変更 【教務委員会】	

令和6年9月18日

臨時教授会の開催及び提案の審議について

函館短期大学
学長 澤辺 桃子

以下の議案に関し、早急にご承認いただきたく、臨時教授会の開催をご案内いたします。
ご承認いただける先生におかれましては、印鑑欄にご捺印をお願いいたします。過半数の賛
同があれば、ご承認いただいたものとして処理させていただきます。

議案1. 学生定員の変更（学則 第2条の変更）

学長室会議は、令和6年8月7日（水）開催の令和6年度 第4回 会議の第2号議案で、
食物栄養学科、保育学科、各学科の定員変更（各学科とも定員を60名から50名へ変更）を
承認した。

函館短期大学 学則 第2条 新旧対照表のとおり、食物栄養学科、保育学科、各学科の学生
定員の変更を認めるか否か。

結論：学長室会議の判断のとおり、学生定員の変更（学則 第2条の変更）を認める。

澤辺	鈴木	川合	一戸	長谷川	伊木		
							
白幡	小林	咲間	赤坂	白府			
							
林原	山川	小田桐	能城	土場			
							

議案 2. 食物栄養学科、保育学科 基礎教育科目「地域 GX 概論」の新設について

教務委員会（令和 6 年度 第 11 回）は、食物栄養学科、保育学科の両学科の基礎教育科目に「地域 GX 概論」（演習 1 単位、2 年次後期 卒業必修科目）を新設し、令和 7 年度入学生から適用することを承認した。

このことに伴い、学則 別表 1（食物栄養学科）と別表 2（保育学科）の変更が必要である。

函館短期大学 学則 別表 1、別表 2 新旧対照表のとおり、科目の新設（学則 別表 1、別表 2 の変更）を認めるか否か。

結論：科目の新設（学則 別表 1、別表 2 の変更）を認める。

澤辺	鈴木	川合	一戸	長谷川	伊木		
							
白幡	小林	咲間	赤坂	白府			
							
林原	山川	小田桐	能城	土場			
							

議案 3. 学則 別表 1 及び別表 2 の基礎教育科目記載順の変更

教務委員会（令和 6 年度 第 11 回）は、基礎教育科目において、食物栄養学科、保育学科、両学科共通の授業科目を判別しやすい掲載順とするため、当該科目の掲載順を別表 1 と別表 2 で統一することを承認した。

函館短期大学 学則 別表 1 及び別表 2 新旧対照表のとおり、基礎教育科目記載順の変更を認めるか否か。

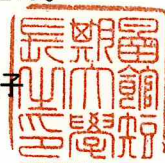
結論：教務委員会の判断のとおり、学則 別表 1 及び別表 2 の基礎教育科目記載順の変更を認める。

澤辺	鈴木	川合	一戸	長谷川	伊木		
							
白幡	小林	咲間	赤坂	白府			
							
林原	山川	小田桐	能城	土場			
							

本書は原本のとおり、相違ありません。

令和 6 年 9 月 27 日

函館短期大学 学長 澤辺 桃子



学校法人野又学園令和6年度第3回理事会 議事録（抄）

日 時 令和6年9月25日（水） 10時00分～12時07分
場 所 函館大学会議室
理事定数 7～9名
出席理事 野又 淳司 野又 肇 澤辺 桃子 奥 ひろみ 扇柳 尚英
松田 啓 小高 亮 種田 貴司 山内 皓平
欠席理事 なし
出席監事 河本 敏憲
欠席監事 小林 靖広

議 案

- 第1号議案 ～ 第3号議案 （省略）
第4号議案 函館短期大学の学則改正について
第5号議案 ～ 第7号議案 （省略）

報告事項 （省略）

理事長挨拶及び開会宣言

冒頭、野又 淳司理事長から、参集に対する謝辞の後、寄附行為第17条第7項により理事長が議長となり、10時00分に開会が宣言され議案の審議に入った。

議事録署名人の指名

議案審議に先立ち、議長から本理事会の議事録署名人として、種田 貴司理事及び奥 ひろみ理事を指名したい旨の提案があり、全員異議なくこれを了承した。
審議の経過及びその結果は次のとおりである。

第1号議案 ～第3号議案 （省略）

第4号議案 函館短期大学の学則改正について

このことについて、松田 啓理事から説明がなされ、審議の結果、全員異議なくこれを承認した。

このことについて、以下のとおり改正したく、お諮りいたします。

1. 変更の内容

(1) 学生定員の変更（学則 第2条の変更）

函館短期大学 学則 第2条 の学生定員を食物栄養学科、保育学科のいずれも、入学定員を60名から50名に、収容定員を120名から100名に変更する。

(学則（第2条）新旧対照表参照)

(2) 食物栄養学科、保育学科 基礎教育科目「地域GX概論」の新設について

函館短期大学 学則 別表1 及び 別表2の基礎教育科目に新設科目「地域GX概論」演習1単位、2年次後期、卒業必修科目を追加する。

(学則（別表1）新旧対照表及び（別表2）新旧対照表参照)

(3) 学則 別表1 及び別表2の基礎教育科目記載順の変更

食物栄養学科と保育学科の基礎教育科目には、両学科に共通の授業科目があるが、これら科目の掲載順は、学則 別表1（食物栄養学科）と別表2（保育学科）とで部分的に異なる。

当該科目の掲載順を別表1と別表2で統一する。

(学則（別表1）新旧対照表及び（別表2）新旧対照表参照)

2. 変更の事由

(1) 学生定員の変更（学則 第2条の変更）

- ① 令和6年度の入学者数は食物栄養学科34名、保育学科35名と、いずれの学科も入学定員60名を確保できておらず、今後更に18歳人口の減少が続き、特に北海道、東北地方における18歳人口の減少が著しいことから、現行の定員確保が難しいため。
- ② 私立大学等経常費補助金の配分に関し、文部科学省より定員未充足大学に対する減額率を強化する方針が打ち出されており、国の政策として定員割れ大学には定員削減が求められているため。
- ③ 本学は、高等教育の修学支援新制度の対象機関となっており、毎年、機関要件確認申請が必要である。直近3年間の収容定員充足率がすべて8割未満となると機関要件を欠くこととなる。定員削減により収容定員充足率の悪化を抑制し、修学支援新制度の対象機関を維持するため。

(2) 食物栄養学科、保育学科 基礎教育科目「地域GX概論」の新設について

環境問題の深刻化が挙げられている現代社会において、GX（Green Transformation）について理解し、GXに向けた一層の取り組みが求められている。

特に本学が位置する道南地域は、再生可能エネルギーの開発が活発化しており、GX 推進の考え方や思考力を身に付け地域に貢献できる専門職（栄養士、保育士）を育成するため。

（3）学則 別表 1 及び 別表 2 の基礎教育科目記載順の変更

基礎教育科目において、食物栄養学科、保育学科、両学科共通の授業科目を判別しやすい掲載順とするため。

3. 変更の時期

この学則の一部改正（第 2 条、別表 1、別表 2）は、令和 7 年（2025 年度）入学生から施行する。

第5号議案 ～第7号議案 （省略）

報告事項 （省略）

以上で審議はすべて終了し、議長は議事終了の旨を告げ、12時07分に閉会を宣した。

令和6年9月26日

議 長 野又 淳司

議事録署名人 種田 貴司

議事録署名人 奥 ひろみ

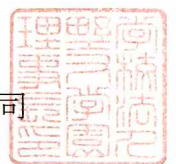
監 事 河本 敏憲

監 事 小林 靖広

本書は原本のとおり、相違ありません。

令和6年9月26日

学校法人野又学園 理事長 野又 淳司



学生の確保の見通し等を記載した書類

(1) 収容定員を変更する組織の概要

地域の少子化が急速に進み、従来の定員充足が困難な状況となっている。食物栄養学科および保育学科においては、平成 31 年度に 90 名から 60 名に定員減を行ったが、表 1 に示すとおり令和 6 年度（2024 年度）の充足率は食物栄養学科 56%、保育学科 58%であった。教育改善による質の高い教育の実施や多様な資格取得（マルチライセンス）など本学の強みを浸透させるために高校訪問等の強化、SNS 等での情報発信、幅広い地域や年齢層を対象とした SNS 広告などで学生確保に努めているが、今後の更なる少子化に抗って入学者を大きく増やすことは困難と予想される。そこで、令和 7 年度（2025 年度）からの両学科の入学定員を 60 名から 50 名に減ずることとした。これによって、両学科で入学定員充足率 80%以上を安定的に確保することを目標とする。

表 1 学科ごとの入学者数と入学定員充足率

学科		年度	2020	2021	2022	2023	2024	2025
食物栄養学科	入学定員数 (人)		60	60	60	60	60	50
	入学者数 (人)		37	43	42	55	34	(45)
	充足率(%)		61.6%	71.6%	70.0%	91.6%	56.6%	(90.0%)
保育学科	入学定員数 (人)		60	60	60	60	60	50
	入学者数 (人)		56	61	60	52	35	(50)
	充足率(%)		93.3%	101.6%	100.0%	86.6%	58.3%	(100.0%)

* () 内は予測値

(2) 人材需要の社会的な動向等

表 2 は過去 5 年間の本学の食物栄養学科、保育学科卒業生の就職率について示したものである。所々 90%を切る数字があるが、これは、4 年制大学等への進学者が内定数に含まれないために生じたものである。このことを考慮すれば両学科とも常に 90%以上の就職率を維持している。

表 2 学科ごとの就職率（内定者／卒業生）

	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
食物栄養学科	91.5%	86.3%	89.2%	95.0%	96.4%
保育学科	98.5%	98.0%	94.2%	89.7%	92.9%

また、2023 年度の就職内定者の職種別統計は、図 1、図 2 のとおりで、食物栄養学科は、60% が栄養士として就職、保育学科は、保育士、保育教諭、幼稚園教諭としての就職が合計で約 87% に上っており、ここしばらく同様の傾向が続いている。これは、本学が養成する資格者の需要が充分あることを示している。それどころか、少子化による志願者数減少によって、専門職人材の需要に対して本学が充分に応えられていない状況にある。

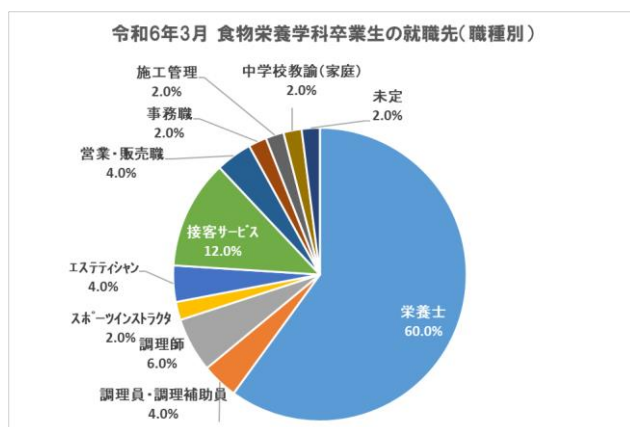


図 1 食物栄養学科就職内定者の職種

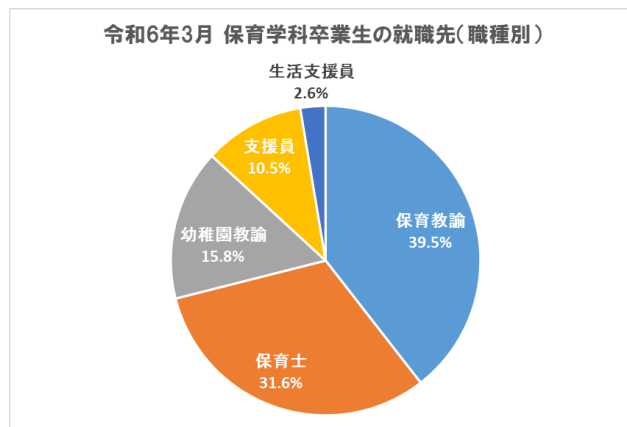


図 2 保育学科就職内定者の職種

(3) 学生確保の見通し

本学に進学する学生の出身地は、函館市及び周辺市町村と隣県の青森県など北東北が主な地域であるが、函館市の人口動態年次推移によると出生数は 2004 年に 2,000 人、2023 年には 1,000 人を下回り急速に減少している（図 3）。隣接する北斗市と七飯町を合わせた 2 市 1 町の 18 歳人口推移予測においても 2025 年に 2,399 人、2030 年には 2,160 人となり、域内から十分な入学生を確保することができない。また、北東北の各県も全国平均を下回る 18 歳人口の減少する地域である。

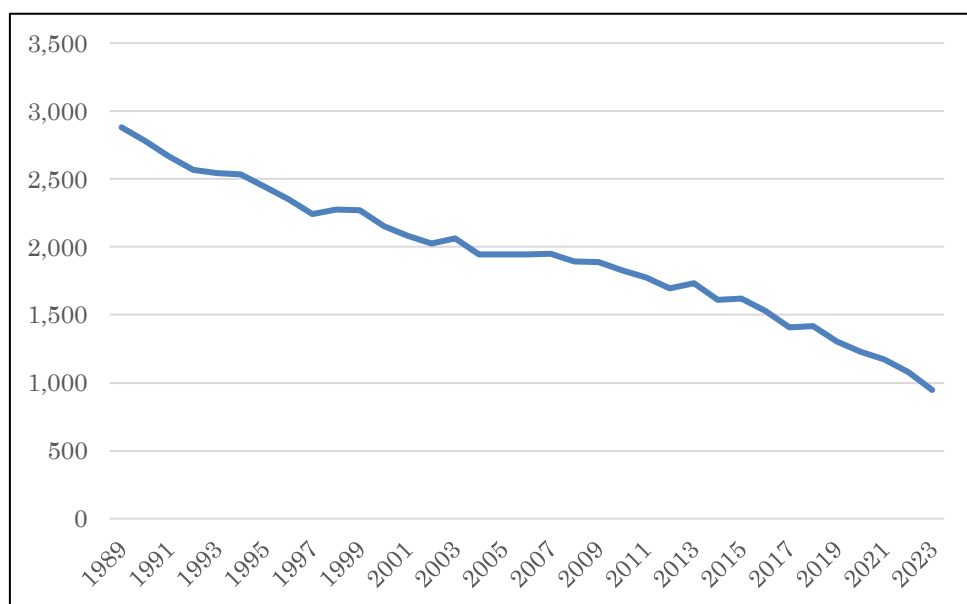


図 3 函館市の出生総数年次推移（函館市人口動態年次推移より）

一方で、本学の所在する函館市には、東京（羽田）、大阪（伊丹）、名古屋（中部国際）との直行便が就航する函館空港がある。また、隣接の北斗市には、2016 年に開業した北海道新幹線の新函館北斗駅がある。2019 年 12 月から 2023 年 5 月までのコロナ禍によって、このメリットを享受できる状況にはなかったが、新型コロナウイルス感染症の 5 類移行によって人流が回復し、航空機や新幹線などのアクセスの良さを活かした大都市圏及び全国から入学生を確保できる可能性がある。

さらに、函館渡島檜山地域（道南の 2 市 16 町、函館市、北斗市、松前町、福島町、知内町、木古内町、七飯町、鹿部町、森町、八雲町、長万部町、江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、奥尻町、今金町、せたな町）では令和 6 年（2024 年）2 月に「函館渡島檜山ゼロカーボン北海道推進協議会」が発足した。本協議会の設立趣旨は、洋上風力発電をはじめとした GX 関連産業の発展や港湾利用の活性化、さらに脱炭素と共に進める地域づくりの取組みを通じ、ゼロカーボン北海道の実現に貢献することである。具体的な決議事項として、①再エネ生産・研究拠点の国内外からの誘致を進める②人材育成・確保に取り組む③地域と共生する発電事業を目指す④物流基盤の確立に向け道縦貫自動車道の早期開通等が挙げられている。これに呼応して、本学も加盟している函館市内 8 高等教育機関で構成するキャンパスコンソーシアム函館（CCH）は、「函館渡島檜山ゼロカーボン北海道推進協議会」との連携を検討しており、GX 教育の共同実施（単位互換・共同開講・産業界からの講師派遣）等の人材育成・確保に積極的に協力していく計画がある。従って、再生可能エネルギーを活用した地域振興の実現に必要な人材育成が新たな地域の教育の柱となるため、本学の栄養士、保育士・幼稚園教諭の育成においても専門職として必要となるグリーン教育を推進していく。

このような背景とグリーン教育推進の教育的特色を活かし、今後は大都市圏からの入学者確保にも努める。豊かな自然と食の体験価値を理解してくれる大都市圏の自治体や企業を「サステナビリティ教育パートナー」として協定等を締結し、本学への受験を後押ししてもらう取り組みを行う予定であり、令和 6 年度からパートナーを毎年 2 件ずつ増やす予定である。（表 3）

表 3 「サステナビリティ教育パートナー」連携目標数

年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度	2028 年度	2029 年度
連携目標数	2 件	4 件	6 件	8 件	10 件

（4）収容定員を変更する組織の定員設定の理由

道南にある 2 つの高等学校（北海道奥尻高等学校、北海道福島商業高等学校）は、一般財団法人地域・教育魅力化プラットフォーム「地域みらい留学」に参画して地域の魅力を活用して全国からの十数人の入学生を確保しており、地方での学びに興味をもつ大都市圏の若年者が一定数いると思われる。よって、令和 6 年度（2024 年度）からサステナブル教育パートナー獲得の営業活動を開始し、構造転換に必要な学則等の改正、令和 7 年度（2025 年度）から新しい教育内容での学生募集広報を行う。令和 8 年度（2026 年度）より大都市圏からの入学生を各学科 3 人ずつ増やし、令和 10 年度（2028 年度）に各学科 9 人ずつの入学生獲得を見込んでいる。これにより、本学所在域内からの 18 歳人口の減少（年 3 % ずつと見込む）を補い、令和 11 年度（2029 年度）には両学科の収容

定員充足率を 92.5%にすることを目標としている。令和 11 年度以降も拡大して地元依存率を低くし、域内からの志願者増、社会人学生確保にも取り組み、収容定員充足率 100%を目指す。

教 員 名 簿

学 長 の 氏 名 等						
調書 番号	役職名	フリガナ 氏名 ＜就任(予定)年月＞	年齢	保有 学位等	月額基本給 (千円)	現 職 (就任年月)
一	学長	サワベ トウコ 澤辺 桃子 ＜令和4年4月1日＞	54	博士 (水産学)	477	函館短期大学 学長 (令和4年4月1日)

（注） 高等専門学校にあっては校長について記入すること。